

地震や豪雨から“みんなで” 命が助かるためには

辻堂地区防災協議会



“自助”だけでなく，“共助”（助け合って）で逃げることを考えましょう

1人では避難の難しい高齢の方や障がいのある方（避難行動要支援者）が近くに住んでおいでの場合は、できるだけ声をかけあって安否を確認したり，助けを呼んだり，一緒に逃げたりしていただければ，と思います。

もちろん，“自助が第一”ですから，無理は禁物です。

令和3（2021）年に災害対策基本法が改正され，避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成について市町村に努力義務が課されました。このため，全国で策定が進められています。

辻堂地区でも，各自治会・町内会の担当者と民生委員・児童委員等が協力し合って避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めています。

避難計画の作成には近くにお住まいの方が“支援者”として協力くださる方が必要です。もし，“支援者になってほしい”というお願いがありましたら，是非ご協力くださるようお願い致します。

また，緊急時の避難に不安がある方は，是非お住いの地区の自治会長・町内会長，担当の民生委員・児童委員や市民センター等にご相談ください。

